

高知大学の保有する個人情報の開示の実施方法を定める要項

平成18年6月5日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人高知大学の保有する個人情報の開示等に関する規則（以下「規則」という。）第7条第2項の事務を処理するため、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示の実施方法（以下「開示方法」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画（次号に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）

(2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 文書又は図画（次号に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（ロ及びハに掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）

以下の大きさの用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（ロに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX62

4 1に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム

当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 電磁的記録

次に掲げる方法であって、本学がその保有するプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項ロにおいて同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

ヘ 当該電磁的記録を幅12.7ミリのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の7の項チにおいて同じ。)に複写したものの交付

ト 当該電磁的記録を幅12.7ミリの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の7の項リにおいて同じ。)に複写したものの交付

チ 当該電磁的記録を幅8ミリの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項ヌにおいて同じ。)に複写したものの交付

リ 当該電磁的記録を幅3.81ミリの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の7の項ルにおいて同じ。)に複写したものの交付

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。